

# 「介護予防支援の指定対象拡大に伴う対応に関する説明会（令和6年5月22日開催）」質問・回答

【作成】令和6年7月1日   【更新】令和7年3月31日

| 番号 | 関連する<br>Q&A問番号 | 質問（原文のまま記載）                                                                                                                                 | 回答（文責：大牟田市福祉課総合相談担当・介護保険担当）                                                                                                                              |
|----|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 問4             | 委託から指定を受けて直接実施する場合のあらたな契約書や重要事項説明書は、どこが作成するのか。                                                                                              | 市で作成を予定しています。準備出来次第、市ホームページに掲載する予定です。                                                                                                                    |
| 2  | -              | 初回面接の準備は、担当の包括でやってもらっているが、指定介護予防事業所として行う場合はどうなるのか。また、これまでのように事前の情報提供等は可能なのか。                                                                | 基本的には、指定介護予防支援事業所である指定居宅介護支援事業所が実施します。また、対象者に関する情報については、担当の地域包括支援センターから可能な範囲で提供するなど、指定居宅介護支援事業所に対し支援します。                                                 |
| 3  | 問15            | 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの包括的契約等、簡素化できるところはないのか。                                                                                                  | 手続きが増えることになるため、契約や重要事項説明書等について、利用者、指定居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの3者により取り交わす方法も考えられます。また、手続きに関し、国においても検討されている状況です。（令和6年7月1日付で国からQ&A(介護保険最新情報Vol.1283)が発出されています。） |
| 4  | -              | プランの形式は変わるのか。                                                                                                                               | これまでと同様、「介護予防サービス・支援計画書」の書式を使用してください。                                                                                                                    |
| 5  | 問15            | 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの両方に係る場合、指定居宅介護支援事業所で実施しており、利用者の都合による介護予防ケアマネジメントに係るサービスのみの場合の具体的な事務手続きの流れについて。                                          | 国においても、手続きに関して検討されている状況です（R6.4.26付け事務連絡）。国の見解等が示され、本市において整理でき次第、周知する予定としています。                                                                            |
| 6  | -              | 現在予防計画書については、介護予防サービス・支援計画書にて作成していますが、介護予防支援の指定を受けた場合も同様の計画書での作成が必要か、それとも居宅介護支援事業所で使用している様式で作成してもいいのか、ご回答よろしくお願い致します。                       | これまでと同様、「介護予防サービス・支援計画書」の書式を使用してください。                                                                                                                    |
| 7  | 問15            | 予防支援サービスの利用がなく総合事業のサービスのみの場合は包括支援センターに予防プランを提出となっていますが、実績月の翌月に提出すればいいですか？提出期限の目安はありますか？提出するプランの計画期間内であれば一度提出した後、再度同様の実績月が発生した時に提出しなくていいですか？ | 総合事業のみとなったことが明らかになったタイミングで、速やかに提出してください。本件については、具体的な案件が発生した際、状況に応じて対応することとなります。                                                                          |
| 8  | 問13            | （答え）8行目：「特段の理由がある場合を除き」の特段の理由の解釈は「利用者の変更希望」のほかに考えられることはあるか？                                                                                 | 「利用者の変更希望」について、「利用者自身が、地域包括支援センターによって直接に介護予防ケアマネジメントが実施されることを希望している場合」と解釈する場合、このほかに、「特段の理由」の解釈として想定していません。                                               |

# 「介護予防支援の指定対象拡大に伴う対応に関する説明会（令和6年5月22日開催）」質問・回答

【作成】令和6年7月1日   【更新】令和7年3月31日

| 番号 | 関連する<br>Q&A問番号 | 質問（原文のまま記載）                                                                                                                                    | 回答（文責：大牟田市福祉課総合相談担当・介護保険担当）                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 9  | 問10            | 「介護予防サービス計画の検証」に関して、①検証の実施回数（年2回など）②提出の計画書は無作為で可能か？③担当校区内の事業所を網羅するのか？                                                                          | <p>【令和7年3月31日更新】</p> <p>地域包括支援センターが行う「介護予防サービス計画の検証」の実施について、「指定介護予防支援の実施に係る『介護予防サービス計画』の検証の実施について（令和7年3月31日付福第5696号）」をご参照ください。</p>                                                                                                                                                                                             |
| 10 | 問15            | （答）17行目「重要事項説明書を3者で取り交わす方法も考えられる」時に、同時に居宅届を提出し受理してもらえるのか？                                                                                      | 三者契約を締結した場合でも、事前に居宅届を提出することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 11 | 問3             | 指定居宅事業所の指定をうけ、委託での実施が直接実施への変更は可能とのことだが、「指定を受けた後の新規委託後」でも直接実施変更が可能か？                                                                            | 可能です。<br>ただし、直接実施に変更する場合においては、契約等を新たに取り交わすことが必要です。                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 12 | 説明資料2<br>ページ   | <p>法改正に伴う主な改定内容：②-ウ</p> <p>新規取り扱いの考え方で（2）介護認定の代理申請者が居宅介護支援事業所である場合に限られるのか？</p> <p>・例えば「本人・家族」申請の場合、開示は包括支援センターに来るが新規取り扱いの場合は包括はどこまで関与できるか？</p> | <p>申請者（代理を含む）に関わらず、介護予防支援を指定居宅介護支援事業所において直接実施する場合、「②-ウ【新規取扱】」に該当します。</p> <p>資料2ページ（2）の2項目の文中「介護認定の代理申請者が居宅介護支援事業所である場合」とは、介護予防支援を実施する事業所を調整する際の考え方の例として記載しています。</p> <p>指定居宅介護支援事業所において介護予防支援を開始するに当たり、地域包括支援センターでは、必要な情報の提供や助言などを行います。なお、介護予防支援を指定居宅介護支援事業所で実施する場合、情報開示の取扱いに関し、指定居宅介護支援事業所から市福祉課介護保険担当に情報開示を申請いただくことになります。</p> |
| 13 | -              | 指定を受けた場合でも、職員の状況やケースの状況によっては受入れが難しい場合もあり、現状では依頼があった全ての予防ケースを受け入れられる状態ではないが、適切な理由があれば依頼をお断りすることも可能であるのか？                                        | 事業所の状況により、介護予防支援へのご対応をお願いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|    |                |                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |